

磐田駅前地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

磐田市長

届出者 住所  
氏名

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、  
土地の区画形質の変更  
建築物の建築又は工作物の建設  
建築物の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更 } について下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 磐田市
- 2 地区名 ( A ・ B )
- 3 行為の着手予定日 年 月 日
- 4 行為の完了予定日 年 月 日
- 5 設計又は施工方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 $m^2$			
建築物の建築又は工作物の建設の概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計	敷地面積との比較
	(i) 敷地面積			$m^2$	
	(ii) 建築又は建設面積			$m^2$	%
	(iii) 延べ面積			$m^2$	※ %
	(iv) 外壁面等の位置 道路から m	(v) 用途			
		(vi) かき又はさくの構造及び高さ 地盤面から m			
(vii) 看板、広告物の有無	有	屋上及び屋根に設置 高さ m 壁面後退部分に設置 高さ m、突出距離 m			・無
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 $m^2$		(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
  - 3 同一の土地の区域について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一つの届出書によることができる。

※A 地区の基準:「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度」に係る部分については、地区整備計画にて一定の床面積を算入しない規定あり。

- 案内図・配置図・求積図・平面図・立面図を各 1 部添付すること。
- (連絡先)